

利用者の財産を預かるときのポイント①

利用者に金銭管理サービスを提供するとき、どのようなことに留意する必要があるのでしょうか。ポイントをまとめました。
【次号に続く】

利用者本人の意思に基づいているか

金銭管理サービスはあくまで本人ができない事を委任されて行う行為です。本人の指示・依頼によらない作業（支払い等）はできません。本人が確かに利用したサービスの支払いを拒否する、理解できない等本人の判断が不十分である場合は成年後見制度の活用を検討します。判断能力が不十分な場合、金銭管理サ

ビスの契約自体が無効になる可能性があります。また、口座振替を利用する等可能な限り本人の負担を軽減し作業によるミスをなくすことにつながります。この場合は請求書等に誤りがないか、適正な請求かの確認は必要となります。

作業が職員1人で完結しない

本人宛に請求書が届き本人の依頼で支払いをする場合、ある職員が本人から請求書を受け取り金融機関で支払いをして本人に報告をしました。この場合、本人の意思に基づいて行われて報告もされています。しかし、その請求がすでに支払いが済んでいて行き違いの可能性もあります。その職員が不正を働いたとしても見過ごしてしまいませんし、あとで検証もできません。必ず複数の職員が関わるようにして行き違いや不正が起らない仕組みを整えましょう。

通帳と印鑑は別々に保管するようにします。管理者も別として1人が不正をしようにしてもできない状態をつくることができます。

お金の流れを把握

当法人が以前に実施したアンケートでは、金銭管理サービスとして金銭出納帳を作成している団体が多くありました。本人のお金の動きを把握するためには金銭出納帳の作成は重要です。加えて、収入がどの程度あり、支出としてどのようなものにくらべていくのかを把握することもとても重要となります。おまかでも良いので收支計画を立てると、金銭出納帳をより確認することになるのでお金の適正管理につながります。



成年後見制度は判断能力がとて思しくなったの権利擁護を行うために成年後見人等支援者を就ける制度です。活用するには家庭裁判所での手続き（申立）が必要となります。本人の判断能力の程度によって、成年後見・保佐・

成年後見制度

補助に分かれます。後見人はお金の管理だけでなく、契約行為や行政への申請・諸手続きも行います。後見人は一度就けるとやめることは原則できません。また、後見人への報酬は本人の財産から支払います。

他事業が忙しくて複数の職員が関わるのは難しいといふご意見をよくいただきました。当法人も少数で複数の事業を実施していますが、複数の人のチェック体制を整えています。お金を扱うため、間違いや不正は許されません。関与の程度はあるにしても複数人体制は金銭管理を実施する最低限の約束事です。

わんぱいんとあどばいす

その際、責任者を明確にした上で役割分担や作業手順を定め、物理的に適正な業務でできる環境を整えるのです。